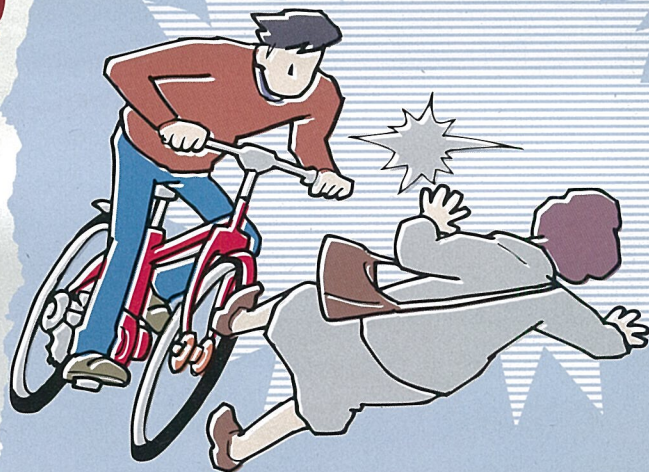


自転車利用者には、自動車の運転者のような行政処分制度がありません。交通法規に違反すると原則、刑事処分の対象になります。

また、自転車側の責任で死傷者を出す事故を起こした場合には、高額な賠償金の支払いを命じられたり、実刑を言い渡されることさえあります。

自転車は車両の仲間。決して「歩行者感覚」ではられないのです。

加害自転車の責任



賠償金の支払い



自転車側に損害賠償
およそ3,000万円

日没後、自転車は速度を上げて走っていました。前方の信号が変わる前に横断しようと加速したところで、向かってくる歩行者に気づきましたが、ブレーキをかける間もなく正面衝突し、歩行者は死亡しました。自転車はライトをつけていませんでした。
(平成19年7月:大阪地裁判決)

車と同等の過失相殺



自転車と貨物車の
双方に5割の過失

兄の自転車に続いて走っていた弟の自転車。差し掛かった横断歩道の信号は赤でしたが、兄を追ってそのまま進み、左から直進してきた貨物自動車と衝突しました。貨物自動車は制限速度を25km超過し前方不注意でしたが、自転車側にも「信号無視」の過失がありました。
(平成13年4月:大阪地裁判決)

実刑の宣告



事故を誘発した
自転車の男性に
禁錮2年(執行猶予なし)

信号のない道路を自転車が横断しました。左から走ってきたワゴン車が直前を横切ろうとしたその自転車を避けようと左に急ハンドル。ワゴン車と並走していたタンクローリーは、急接近してきたワゴン車を避けようとして歩道に乗り上げ、歩行者2人をはね、死亡させてしまいました。
(平成23年11月:大阪地裁判決)

子どもの事故で、親にも賠償責任

自転車の少年と
その両親に対し
損害賠償約540万円

友人と自転車で「鬼ごっこ」をしていた少年が、信号のない交差点で他の自転車と出会い頭に衝突。相手は左足を骨折しました。少年は当時12歳でしたが、責任能力があるとされた上で、安全教育を徹底していなかった両親は監督義務違反に問われました。
(平成22年9月:東京地裁判決)

※通常、不法行為を行った12歳以下の未成年者等に責任能力がないと認定された場合は、保護責任者が監督義務責任による賠償義務を負います。



携帯電話やスマートフォンで通話やメールをしながら運転したり、イヤホンやヘッドホンを使って音楽を聴きながら運転すると、注意が散漫になったり周囲の音が十分に聞こえず、危険なので止めましょう。

「自転車安全利用五則」を守って安全に運転しましょう。

- ① 自転車は、車道通行が原則、歩道は例外
- ② 車道は左側を通行
- ③ 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行
- ④ 安全ルールを守る
 - 飲酒運転・二人乗り・並進の禁止
 - 夜間はライトを点灯
 - 交差点では信号遵守と一時停止・安全確認
- ⑤ 子ども(13歳未満)はヘルメットを着用

お金で全てを解決することはできませんが、万が一の事故に備えて保険に入りましょう。

例えば、年に1回は自転車安全整備店で点検・整備(有料)を受け、TSマークを貼ってもらいましょう。万が一のときに役立つ保険つきです。

